

広島県告示第三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。）第五十条の二の規定によって、次の指定医療機関から診療所等を廃止した旨の届出があった。

令和六年一月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
アイ歯科 医療法人社団有木耳鼻咽喉科 医院	尾道市高須町東新涯二丁目四七 七二番二号 大竹市油見三丁目一一番六号	令和五年一月二〇日 令和二年八月三一日